

市政

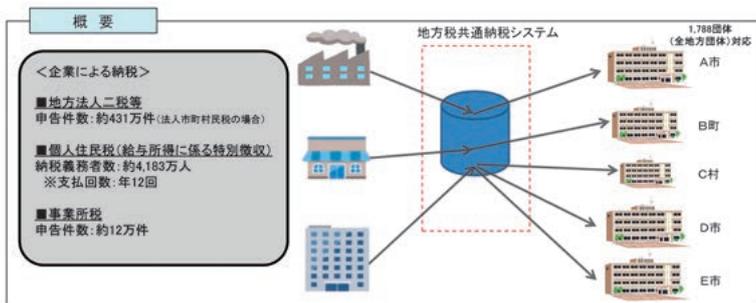
令和元年9月号

地方税共通納税システム 複数自治体への電子一括納税が可能に

地方税共同機構副理事長
川窪俊広 かわくぼとしひろ

画期的な仕組みがスタート！

「地方税の重要性はよく分かるが、納税の手間を何とかしてほしい」。多くの企業経営者や経理担当者から、こうした声を聞く。企業の納税手続きのうち、申告については、地方税でも電子申告が普及してきたが、地方税の納付の実務に手数がかかることについては、改善を求める声は、引き続き根強い。



いよいよ今秋（令和元年10月1日）、「地方税共通納税システム」が稼働する。これは、企業の地方税納税事務の大きな改善につながる画期的な仕組みである。

電子で。しかも一括して。

新システムを利用すれば、金融機関の窓口へ納付書を持参して納税する必要がなくなり、オフィスにいながら、パソコンの簡単な操作で正確に納税できるようになる。

さらに、地方税の場合、複数の自治体にそれぞれ納付が必要であるが、この新システムを使えば、複数の自治体への納税額の合計金額（束ねた一本の金額）で納められるようになる。この点は、地方税であるがゆえの事務負担を一気に解消するものであり、今回の最大の「目玉」である。

ぜひ、全国の企業の皆さんには、実際に利用を始めていただき、改善効果を実感してほしい（また、全国の市長さんたちからも、大いにPRしていただきたいと切望している）。

電子一括納税のメリット

複数の市町村に支店、営業所、工場等を置く企業は、毎年度、法人住民税をおのの

市町村に納めている。赤字であっても、法人均等割があるため、毎年度、各市町村への納税が発生する。

また、給料日に従業員給与から天引きする個人住民税も、複数の市町村へ納付している企業が多い。他の市や町から通勤している従業員から天引きした住民税は、その従業員の住所地の市町村へ納めるためである。しかも、これは毎月1回必要となる事務である。100カ所を超えるような多数の市町村に納税するのは大企業に限られるかもしれないが、「営業所の数」や「従業員の居住地の分布」を考えると、5カ所、10カ所といった複数の市町村に向かって、地方税の納税を繰り返さねばならない企業は、非常に多い。

このため、オフィスにいながら、しかも合計金額で一括して電子納付できる新システムの稼働は、企業の税務実務の負担軽減に大きく貢献すると期待されている。また、この電子一括納税は、納税先自治体の公金収納の担当銀行（指定金融機関）、「収納代理金融機関」

など)に限らず、全国の金融機関から行える。要するに、各企業が日頃利用している銀行の口座から電子納税できるといふメリットもある。

共通納税システムの概要

新システムで納税できる税は、地方法人2税(法人住民税・法人事業税)、個人住民税(給与天引き分)および事業所税である。

これらは、eLTAX(エルタックス)を用いて、企業が、複数の市町村に対する申告や課税データのやり取りを電子で行える税目であり、既に、全ての自治体が電子申告に対応している。そこで、今回の共通納税システムは、そのeLTAXデータを用いて電子納税することを選択すれば、全国の市町村に対してeLTAXを通じた電子納税ができることとしたものである。

市町村(課税側)も負担軽減

今回の新システムは、全国の企業から、マルチペイメントネットワークシステムを用いて地方税共同機構の口座に電子納付し、機構が市町村ごとに納税金額を整理・振り分けして、納付情報(税目、納税者、納税額などの一覧表)と併せて市町村に送金するという仕組みである。

この仕組みは、税の収納を受ける市町村にも、大きなメリットをもたらす。紙の納付書による納税の場合には、納付書から切り取られて回送される一片(領収済み通知書〔済通〕という紙片)に基づいて収納事務を処理する必要がある、移送・入力・突合・保管などの「手作業」や「物理的作業」が発生していた(実際の作業は、市町村職員・委託業者・指定金融機関などが分担)。電子納税になると、こうした作業負担がなくなり、電子情報で迅速かつ正確に処理できるため、おのおのの事務改善や市町村の財政負担の軽減につながる。

また、今回の地方税共同機構を通じた電子納税の導入は、各自治体において電子納税導入のための個別の契約(マルチペイメントネットワーク関係契約)等を行う必要なく、電子納税を受けることが可能となるという意味でも、大きなメリットがある。

まずは、利用を!

法人住民税については、既に、eLTAXを用いた電子申告の利用率が7割を超えている。それらの企業においては、申告をオフィスのパソコンで行った際に、併せて電子納税

2019年10月 から
多数の地方公共団体へ一括して電子納税ができます。

地方税 共通納税システム スタート!!

電子納税で 納付事務の 負担軽減!!

金融機関 窓口等への お出かけ 不要!!

手数料 無料!! 0円

全地方 公共団体へ 電子納税 ができます!!

ダイレクト 納付が できます!!

納税者のおさまに 朗報です!

詳しくはホームページをご覧ください。
<http://www.eitax.jp/> エルタックス 検索

LTA 地方税共同機構 LOCAL TAX AGENCY

eLTAX 地方税共通納税システムとは

ご利用方法

STEP 1 利用届出 STEP 2 電子申告 STEP 3 納付情報入力 STEP 4 納付方法選択 STEP 5 納税

利用届出: eLTAXのホームページから専用画面を開き、画面を操作してください。(提出済の情報は不要)

電子申告: FCOneなどのeLTAX対応ソフトから申告データを生成してください。

納付情報入力: 納付する税金の種類や納付先などの情報を入力。またはCSVファイルの取り込みを行います。

納付方法選択: インターネットバンキングまたはダイレクト納付を選択することができます。

納税: 取引先金融機関のネットバンキングや、専用に開設した口座から引き立てられます。(即時または指定した日)

よくあるご質問 (Q & A)

Q 地方税共通納税システムとは?
A 全ての都道府県、市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税ができる仕組みです。

Q 地方税共通納税システムで納税できる税金の種類は?
A 税金の種類は次のとおりです。
①法人郡道府県民税、②法人事業税、③地方法人特別税、④法人市町村民税、⑤事業所税、⑥個人住民税(特別徴収分、選考所得分)

Q 利用できる時間は?
A 土日祝日、年末年始を除く8時30分から24時までご利用できます。
※曜日・時刻に利用できない場合があります。

Q 取扱いできる金融機関は?
A 各銀行、信用金庫、信用組合など、多くの金融機関でご利用いただけます。(地方公共団体の指定する金融機関に限ります。)

Q ダイレクト納付とは?
A 事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方式です。インターネットバンキングの契約が不要で、代理人に依頼して納税することもできます。また、納付期日を指定する場合にも便利です。

Q 電子納税した場合、領収書は発行されますか?
A 紙の領収書は発行されませんが、納付済の確認メッセージや納付履歴が画面上で確認できます。

個人住民税(特別徴収分)の電子納税はできません!

詳しくはeLTAXホームページをご覧ください。
<http://www.eitax.jp/>

を選択すれば、「今の申告内容を使って納税もこのパソコンで実行します!」受け付けました。納税まで終了です!」といった事務処理が実現することとなる。

また、個人住民税の特別徴収(従業員給与からの天引き)についても、天引きのための

データ（支払った給与の実績の市町村への報告）の電子提出率は、年々上昇して5割近くになっており、さらに上昇する見込みである。これに伴い、天引きすべき税額データの市町村から各企業への通知も、多くの企業に対して電子で行われるようになっていく。この天引き税額の納付についても、企業のオフィスのパソコンにおいて、「eLTAXシステムを用いて納付」を選択すれば、簡単に終わることができる。

電子申告や天引きデータの電子的な送受信を行っている企業にとっては、「いつもの事務処理の流れで、もう1クリックする」イメージで、地方税の納税ができる仕組みであるので、まずは利用してみたい。

地方税の電子申告をまだ始めていない企業の皆さんも、オフィスにいながら、申告と納税をセットで電子的に実現できる時代となったので、ぜひ早急に、電子申告と電子納税を始めていただき、その利便性を実感してほしい（開始手続きも、パソコンからインターネット経由で比較的簡単に行えるので、eLTAXホームページ（※）にぜひアクセスしてほしい）。

「ダイレクト納付」という優れモノ

今秋スタートする地方税共通納税システムの「目玉」の一つは、ダイレクト納付を可能としたことである。ダイレクト納付とは、パソ

コン上の操作手続きにより、あらかじめ指定していた口座から「引き落とす」形で、「今回の納税」を行う仕組みである。

インターネットバンキングと何が違うのか？と言えば、インターネットバンキングは、操作者が、「わが社の口座残高1億円のうち、税金20万円を〇〇市に振り込む」といった操作を行って、「振り込み」を行う仕組みである一方、ダイレクト納付は、「今回納める20万円をわが社の◇◇口座から引き落として良い」という操作を行う仕組みである（むしろ、「今後、毎回引き落としとして良い」という、口座振替に近い仕組みと違っていただくという）。

このため、税務手続きの電子化を進める中で、企業側から「ダイレクト納付であれば、税務申告を任せている税理士さんに、その納付手続きまでお任せできる」そうすれば、税の計算、申告、納税をセットで税理士に依頼でき、従業員の負担軽減になる」といった声が寄せられていた（裏返せば、「わが社の口座から多様な振込先への振り込みが行えるインターネットバンキングの操作権限については、わが社の経理担当の従業員に限定しておきたい」「税理士さんにそこまで委任するのは躊躇される」という企業側の意向があるという）。

今回、ダイレクト方式による電子納付が可能となったことについては、税理士会からも

高く評価されており、新システムによる電子納税の普及（利用拡大）を図る上での大きなセールスポイントであるので、この点を広く周知していくこととしている。

さらなる拡大の検討

今回（令和元年10月1日）稼働するシステムによって電子納税が可能となる税目は、前述のとおりであるが、今後さらに、電子納税できる税目を拡大していくよう、検討を進めている。

地方税の納税については、「複数の市町村に土地・建物や設備を保有している場合の固定資産税を、電子で一括して納税できないか」「個人が自動車税や固定資産税を、どこからでも便利に納税できるチャネル（方式）をもっと増やしてほしい」「指定金融機関や収納代理金融機関が身近になくても、簡単に納税できる仕組みがほしい」など、多様なニーズが残されている。

そうしたニーズにできるだけ早く応えられるよう、地方税共同機構としても、全国の自治体の現場の実情や意見を十分に踏まえながら、検討を重ねていくこととしている。その検討に際しては、全国の市町村の皆さんにも、ご協力をお願いしたい。

※eLTAXホームページ

URL: <http://www.eltax.jp> 令和元年9月24日以降は <https://www.eltax.itago.jp>